

# 1. ボーイスカウト日本連盟安心・安全制度について

## 1-1. ボーイスカウト日本連盟安心・安全制度継続の意義

平成17年度に創設された「ボーイスカウト日本連盟傷害共済」は、日本連盟が新たな公益財団法人へ移行することに伴う法律の定めにより、誠に残念ながら平成21年度末をもって運用を終了することになりました。この5年間で加盟登録員の約7割に当たる10万名超の加入者にご利用頂いた実績は、下記4点を目的とした傷害共済が幅広く支持され、ボーイスカウト活動を支える重要な役割を担ってきた証です。

《傷害共済の目的》

①ボーイスカウト活動に適合した補償内容	②制度加入金（掛金）の低廉化
③安全基金の醸成・活用	④事故データの取得・有効活用

傷害共済に代わる新たな保険（保険法に基づく保険）について、日本連盟では傷害共済運営委員会が中心となってその研究開発努力を続け、今般、「ボーイスカウト日本連盟そなえよつねに保険」（略称「そなえよつねに保険」）として、全加盟登録員を対象に、平成22年4月1日より提供することになりました。

昨今、ボーイスカウト加盟登録員数は年々減少する傾向にあります。これに歯止めをかけることが喫緊の最重要課題であり、歯止め対策の有力な一つとして、日頃の活動において「**隊・団における本来のボーイスカウトらしい冒険的プログラムの積極的な展開**」が極めて重要であることは今更申すまでもありません。

冒険的プログラムを展開される団や隊をサポートするため、スカウトと指導者が「**安全確保・事故補償のシステムループ**」と称する「**安心・安全制度**」の輪の中で活動して頂く仕組みを構築して参りました。

『安心・安全制度』（安全確保・事故補償のシステムループ）



これまでの傷害共済において事故発生率及び支払給付金額とも年々減少していることは、この「安心・安全制度」としての「システムループ」の仕組みがまさに好循環していた結果であり、この「安心・安全制度」の継続のためにも、日本連盟独自の新保険の提供が不可欠な要素であった訳です。

こうした趣旨のもと、日本連盟では数ある保険会社の中からパートナーにふさわしい会社を選定し、共同で傷害共済に代わる新しい保険の研究開発に邁進して参りました。

その結果、前述の「傷害共済の目的」を継承することを前提にした保険として「そなえよつねに保険」を開発、平成22年4月1日よりスタートできるはこびとなりました。

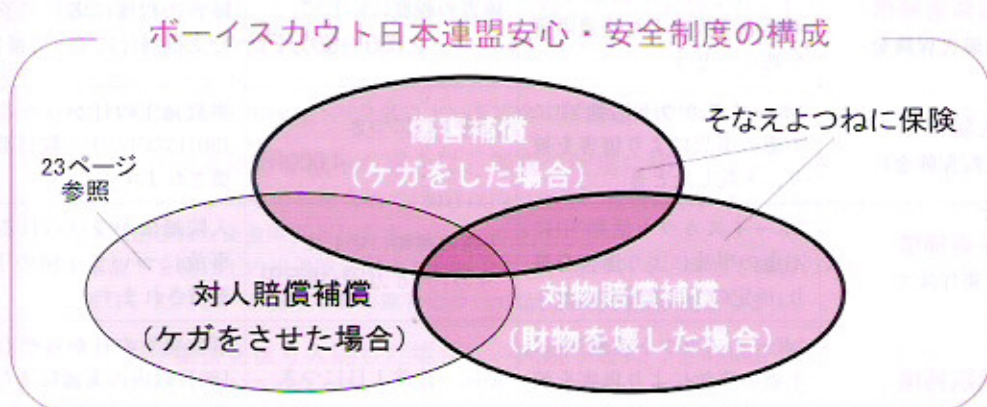
## 1-2. ボーイスカウト日本連盟安心・安全制度の構成

ケガの事故から賠償責任を伴う事故までボーイスカウト活動をトータル的にサポートします。

「安心・安全制度」は、下記の3つの補償から成り立っています。

このうち傷害補償及び対物賠償補償について、傷害共済から「そなえよつねに保険」に移行します。

- 傷害補償 …… ボーイスカウト活動中の事故により加入者がケガをした場合の補償
- 対物賠償補償 …… ボーイスカウト活動中の事故により第三者の財物を損壊させた場合の補償
- 対人賠償補償 …… ボーイスカウト活動中の事故により第三者にケガを負わせた場合の補償



※ 各補償は各々日本連盟がA I U保険会社及びエース損害保険株式会社と団体保険契約を締結する「傷害保険普通保険約款」並びに「ボーイスカウト・ガールスカウト等団体傷害保険特約」(傷害補償)、株式会社損害保険ジャパンと保険契約を締結する「ボーイスカウト賠償責任保険」(対物及び対人賠償補償)より構成されています。なお、引受保険会社の詳細につきましては、加入申込み受理後に日本連盟より各団宛に発行する加入証をご確認ください。